

連載

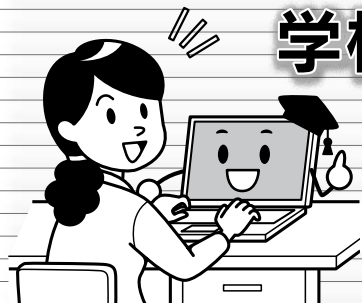
先生のための

## 学校情報リテラシー入門

第4回

なぜ大人にも  
情報モラルが必要なのか

山形大学基盤教育院 准教授 加納寛子



## 機密情報漏洩事件

最近、不幸にもタイミングよく本連載の第2、3回で解説したCSRF(クロスサイト・リクエスト・フォージェリ)やHTTPヘッダー・インジェクションによる可能性が強い事件が起きてしまいました。警視庁公安部の機密情報が漏れるという事件が報道された直後に検索してみると、調査協力者や犯罪者の氏名・住所・年齢・記録事項などの記されたPDFファイルが104件誰でも閲覧できる状態になっていました。その後一旦は消えましたが、2週間あまり経ってから検索すると、また類似ファイルを見つけることができました。おそらく、最初の段階で保存したファイルを誰かが再度ネット上に流したためと思われる。このように、ひとたびネット上に流れたデータは果てしなく伝播され消滅させることは不可能なのです。私のように現状を把握する目的でPDFファイルをダウンロードした人は、すでに自分のパソコンから削除しているでしょうが、興味本位でダウンロードした人は、まだ削除していないかもしれません。不謹慎にも知人にメールで添付して送るかもしれませんし、故意でなくてもファイルが保存されたパソコンへボットが仕込まれて、いつの間にか再流出する危険もあるのです。覆水盆に返らずで、漏洩してしまった情報をどうしようとうるたえても仕方ありません。削除するためには、世界中のデータファイルを

物理的にすべて破壊するしかありません。

この連載をお読みになっていた方は、今回の機密情報漏洩事件を見聞きしたときに、警視庁公安部の機密情報のデータベースにログインした状態で、Webサイトを使って、調べ物をした人が警察内部にいたために、CSRFが起きたか、HTTPヘッダー・インジェクションにより、ヘッダー部分を書き換えられ、任意のCookieを埋め込まれ、プロキシサーバーやWebブラウザのキャッシュから警視庁公安部の機密情報が閲覧される状態に至ったのではないかと予測がついたはずで

## 大人こそ情報モラルを学ぼう

今回のケースは、ファイル交換ソフトをパソコンにインストールされていて、そこから流出したという、いわゆる昔からよくある情報流出のパターンではないことは明らかです。そのようなケースであれば、パソコン内にある個人的なデータも一緒に流出しますが、そういった情報漏洩はなくピンポイントで機密情報が流出したわけですから、本連載で解説した最近流行の情報漏洩の方法と見るのが妥当でしょう。特殊な名簿屋のサイト内を見ると、日本の官公庁の入札情報から医師会や財界などの各種名簿等が膨大に収集されています。ダウンロードするためには、登録し情報をネットマネーで支払わなければいけない仕組みになっているようです。この手のポータルサイトは、ひとつ潰したところで、また

新しいサイトが立ち上がり、しかもそういったサイトが立てられるサーバーは世界中に設置可能なのです。ひとつずつ潰していくことがまったく無駄とはいませんが、果てしない作業になります。

メディアはルクセンブルクにあるコンピュータから流出し、ファイル交換ソフトウェアで広がったとみられるなどと、情報が広がった経緯や方法のみ伝えています。究極のところ、データを印刷して手渡す漏洩方法もあるわけで、方法を列挙したところで、何の解決にも今後の教訓になりません。

今回の事件を通して教訓とすべき点は、最新の情報モラルを大人も子どもも常に学び続けなければいけないということです。CSRFなどを学ぶ研修などが行われていれば、新しい情報が漏洩する事件は起きないでしょうが、今後何度か機密情報の漏洩が起きた後に、ようやく重い腰を上げて研修を行うというのが日本の特徴ですから、まだまだ油断できません。言葉は覚えていなくても情報科学の理解がなされていれば、機密情報のデータベースにログインした状態で、調べものをするような危険は冒さないでしょう。

## 情報モラルの学び方

「情報モラルを学ぶ」といったとき、学び方にも注意が必要です。なぜなら、ネット上にある情報モラル関連のサイトは間違いが散見されるためです。出会い系サイトの分類と称して、プロフ、SNSなどと分類をしている「学術的見解から見る出会い系サイト」と名づけられたサイトも先日見かけました。定義と言われてもピンとこない人は、警視庁のサイト(<http://www.npa.go.jp/cyber/deai/law/index.html>)で、「出会い系サイト規制法」(正式名称は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」)を確認してみてください。プロフやSNS、ライブチャットなどは出会い系サイトではありません。

## &lt;出会い系サイトの定義&gt;

(<http://www.npa.go.jp/cyber/deai/law/index.html>)

この法律では、出会い系サイト事業を「インターネット異性紹介事業」と呼んでいます。「インターネット異性紹介事業」とは、以下の4要件をすべて満たす事業をいいます。

- ・面識のない異性との交際を希望する者(異性交際希望者といいます)の求めに応じて、その者の異性交際に関する情報をインターネット上の電子掲示板に掲載するサービスを提供していること。
- ・異性交際希望者の異性交際に関する情報を公衆が閲覧できるサービスであること。
- ・インターネット上の電子掲示板に掲載された情報を閲覧した異性交際希望者が、その情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等を利用して相互に連絡することができるようにするサービスであること。
- ・有償、無償を問わず、これらのサービスを反復継続して提供していること。

出会い系サイトの定義の間違だけでなく、P2P=ファイル交換ソフトと書いているサイトなど、用語の間違い、情報の科学的理解の間違いなど、間違いの種類は多岐にわたります。どうしてこれほどまでに、情報モラルを名乗るサイトに不確かな情報を書いて情報発信をする人が後を経たないのか理解に苦しむところです。

まずは、正しい情報は無料でないことを大人自身が認識すべきでしょう。この短い連載の中で身につけるべき情報モラルを解説するスペースはありません。身につけるべき情報モラルは、数百ページにもなります。信頼のおける書籍を複数参照し、ネット上の情報モラルのサイトを眺め、法律の定義に準拠しない表現を多数見つけられるようになれば、情報モラルが身についたといえるでしょう。サイトを見てまだ感心することがあれば、まだ勉強不足だとの認識が必要です。ネット上の情報は間違散見といわれると、何を信じたらわからないという初心者の人は、ドメイン名の最後がgo.jp(政府機関等)かac.jp(大学等)のどちらかになっているサイト以外は、すべて信用しないという姿勢が妥当です。

参考文献：  
加納寛子著「ネットジェネレーションのための情報リテラシー&情報モラル～ネット犯罪・ネットいじめ・学校裏サイト」大学教育出版刊(2008)